

第22期

定時株主総会 継続会開催ご通知

日時

2022年2月7日（月曜日）

13時00分（受付開始 12時30分）

場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階

ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター

株主出前懇親会

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、本継続会終了後の「株主出前懇親会」の実施は致しません。

何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

・新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、当日までの健康状態にご留意の上、ご来場については慎重にご判断いただき、ご来場の場合には、十分な感染対策の上、お越しいただきますようお願い申し上げます。

Demaecan

株式会社 出前館

証券コード：2484

証券コード 2484
2022年1月21日

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号
株 式 会 社 出 前 館
代表取締役社長 藤 井 英 雄

第22期定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

2021年11月29日開催の第22期定時株主総会におきましては、ご出席および継続会開催につき御了承を賜り、重ねて御礼申し上げます。

つきましては、当社第22期定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために適切な感染防止対策を行った上で、開催させていただくことといたしましたのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本継続会は、2021年11月29日開催の第22期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第22期定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年2月7日(月曜日) 13時00分(受付開始 12時30分)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
3. 目的事項
報告事項
1. 第22期(2020年9月1日から2021年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期(2020年9月1日から2021年8月31日まで)計算書類報告の件
- 以上

【お願い】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、当日までの健康状態にご留意のうえ、ご来場については慎重にご判断いただき、ご来場の場合には、十分な感染対策の上お越しいただきますようお願い申し上げます。
- ・ご用意できる席数が20席前後となる見込みです。また株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。
- ・体調不良と思われる株主様のご入場をお断りする場合、また、本継続会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・「株主出前懇親会」は開催いたしません。また、お土産のご用意もございません。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「継続会開催ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、株式会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://corporate.demae-can.com/>)に掲載しております。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://corporate.demae-can.com/>)に掲載させていただきます。

◎継続会終了ご通知につきましては、書面によるご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。

年度決算の訂正に関するご報告

当社は、2021年11月12日付で公表した「第22期定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」のとおり、2021年8月期決算に係る監査手続の過程において、監査法人からの指摘により債権債務（未収入金・未払金）の残高について誤謬の存在が判明し、調査の結果、損益に影響を与えると想定されることから過去に提出した有価証券報告書等及び内部統制報告書の訂正報告書の提出、決算短信等の訂正を要する見込みとなりました。そのため、当社では部門横断的な役職員で構成される社内調査チームを組成し本格的な社内調査に着手し、未収入金・未払金の調査を進めましたが、調査を進める中で外注費の計上漏れによる誤謬も想定されたことから、2021年11月30日付で公表した「誤謬に係る社内調査委員会の設置に関するお知らせ」のとおり、より客観性の高い専門家を加えた調査委員会による調査体制が望ましいと考え、同日付で社内調査委員会の設置と調査体制の移行を決定いたしました。

また、2021年11月30日に公表した「第22期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ」のとおり、本事案が決算数値や損益に影響を与えると想定されることから過去に提出した有価証券報告書等及び内部統制報告書の訂正報告書の提出、決算短信等の訂正を要する見込みとなりました。

そのため、当社は2021年11月29日開催の第22期定時株主総会において、報告事項「第22期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第22期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件」につき、継続会を開催したうえで、当該継続会における報告事項とすることについて、株主様からのご承認をいただき、本継続会の開催のご通知をご案内させていただいている次第であります。

この度、当社は、2021年12月28日に公表した「誤謬に係る社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、社内調査委員会より、誤謬による不適切な会計処理に係る調査報告書を受領し、本件誤謬による不適切な会計処理の事実確認の結果等及びその原因分析についての報告並びに再発防止策等の提言を受けました。

当社は、今回の誤謬による不適切な会計書類の問題を真摯に受け止め、今後具体的な再発防止策の策定、実施及び内部管理体制の強化に努めてまいります。

株主様をはじめ、ステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度につきまして、当社グループは「デリバリーの日常化」を実現すべく、『出前館』の拡大に向けた取り組みを継続的に行ってまいりました。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、多くの地域で緊急事態宣言等の蔓延防止措置が発令され、飲食店においては店内飲食の営業時間短縮要請等によって引き続き厳しい経営環境に置かれています。

そのような状況下、より多くの飲食店にご加盟いただくため、シェアリングデリバリー®のエリア拡大を積極的に進めてまいりました。サービス展開を加速し、当期においても、新たに22県でサービスを開始しました。その結果、サービス対応エリアは47都道府県に広がり、シェアリングデリバリー®は2017年に本格的に始動して以来、5年で全国展開を果たすことができました。

また、シェアリングデリバリー®のサービス拡大に伴い、加盟店の増加が加速しました。増加する加盟店に対しては、主要都市に営業拠点を置くことで、売上拡大に繋がるコンサルティングを強化しております。

ユーザー利用の拡大については、テレビCMをはじめとしたブランドの訴求や様々なキャンペーンを実施したことに加え、2020年11月10日よりLINEアカウントとの連携及びLINEアプリ内での『出前館』アイコンの掲出を開始し、LINEユーザーへの『出前館』の訴求を強化したことで、ユーザー数及び利用の促進につながりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は28,954,409千円（前期比180.7%増）と引き続き事業の拡大が続いているものの、積極的な事業展開と投資実行により、利益については、営業損失は19,157,250千円（前期は2,687,393千円の営業損失）、経常損失は19,148,070千円（前期は2,984,007千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は21,869,010千円（前期は4,176,652千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

区分	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)		増減	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
出前館事業						
出前館サービス利用料	5,724,575	55.5	10,966,249	37.9	5,241,674	91.6
配達代行手数料	2,324,379	22.5	15,970,750	55.2	13,646,371	587.1
その他	1,335,409	12.9	1,473,875	5.1	138,465	10.4
小 計	9,384,364	91.0	28,410,875	98.1	19,026,511	202.7
通信販売事業	931,203	9.0	543,533	1.9	△387,669	△41.6
合 計	10,315,568	100.0	28,954,409	100.0	18,638,841	180.7

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<出前館事業>

出前館事業セグメントにおきましては、当連結会計年度末におけるGMVは1,627億円（前期比58%増）となりました。あわせて、アクティブユーザー数は734万人（前期比87%増）、加盟店舗数は8.4万店（前期比156%増）、シェアリングデリバリー®の世帯カバー率に関しましては56%となり、計画を上回る結果となりました。

その結果、当連結会計年度のセグメント売上高の内訳は、出前館サービス利用料10,966,249千円、配達代行手数料15,970,750千円、その他1,473,875千円となり、セグメント売上高は28,410,875千円（前期比202.7%増）となりました。

<通信販売事業>

通信販売事業セグメントにおきましては、飲食店向けに焼酎などの通信販売を行っておりますが、引き続き新型コロナウイルス拡大に伴う飲食店の営業縮小の影響を受け、当連結会計年度のセグメント売上高は543,533千円（前期比41.6%減）となりました。

(2) 重要な設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,510,198千円（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）で、その主なものは次のとおりであります。

- ・ソフトウェア（出前館システム及び基幹システム等の開発） 2,223,684千円

(3) 対処すべき課題

当社グループは、以下の4点を主な経営課題と認識しております。

① 「デリバリーの日常化」の実現に向けて出前館サービスの継続的な成長

当社グループは「デリバリーの日常化」の実現に向けて出前館サービスの継続的な成長が当社グループの安定的・継続的な発展に必要不可欠であると考えております。

デリバリーに対する需要が高まり、加盟店、ユーザー、及び配送員からなるデリバリーのエコシステムの拡大を受け、デリバリー市場は大きく伸長しております。当社グループは更なる発展に向けて積極的な投資を継続しており、デリバリー市場におけるマーケットシェアの拡大を目指しております。

② 人材の確保・育成

当社グループ事業の拡大においては、優秀な人材の継続的確保は不可欠であります。適切な人材配置を行い、評価制度や給与体系をさらに整備・充実させることにより、社員が最大限のパフォーマンスを発揮し継続的にモチベーションを高められる環境づくりを行います。

③ 情報システム基盤、個人情報管理の強化

当社グループにおいては、多数の店舗情報・個人情報保有しており、情報管理責任の明確化、情報システム上の対策、従業員教育の一層の徹底を含む情報管理体制の継続的な強化を図ることが重要であると認識しております。システムインフラの強化をはじめ、情報管理に関する各種ルールの遵守、従業員教育の実施など、情報管理体制の強化に取り組みます。

④ 経営管理体制及び法令遵守の強化

当社グループは、事業拡大により従業員数が急激に増大しており、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等の変化に対して速やかにかつ柔軟に対応できる組織を運営するため、また、企業価値を継続的に向上させるため、任意の委員会の設置によるガバナンス向上や、内部統制に係る体制、法令遵守の徹底に向けた体制の強化に努めてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2018年 8 月期)	第 20 期 (2019年 8 月期)	第 21 期 (2020年 8 月期)	第 22 期 (当連結会計年度 (2021年 8 月期))
売 上 高 (千円)	5,430,796	6,666,183	10,315,568	28,954,409
経常利益又は経常損失(△) (千円)	849,035	△7,121	△2,984,007	△19,148,070
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	558,602	△103,236	△4,176,652	△21,869,010
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	13.79	△2.53	△75.01	△265.99
総 資 産 (千円)	6,502,157	7,084,221	35,376,283	20,380,039
純 資 産 (千円)	3,268,929	2,839,873	28,415,429	6,875,798
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	80.38	68.87	345.59	79.73

- (注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第20期から適用しており、第19期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2018年 8 月期)	第 20 期 (2019年 8 月期)	第 21 期 (2020年 8 月期)	第 22 期 (当事業年度) (2021年 8 月期)
売 上 高 (千円)	4,056,514	5,395,299	9,384,449	28,410,896
経常利益又は経常損失(△) (千円)	793,924	△150,082	△3,143,847	△19,227,033
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	560,790	△195,803	△4,281,975	△21,927,633
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	13.85	△4.80	△76.90	△266.70
総 資 産 (千円)	6,491,248	7,024,948	35,308,989	20,319,928
純 資 産 (千円)	3,547,592	3,025,533	28,495,767	6,897,513
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	87.42	73.40	346.57	80.00

- (注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年 2月16日) を第20期から適用しており、第19期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

(注) LINE株式会社について、2021年3月1日付で、Zホールディングス株式会社との経営統合の効力が発生したことで、LINE株式会社の親会社がNAVER CorporationからZホールディングス株式会社に異動したため、NAVER Corporationが当社の親会社に該当しないこととなりました。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社出前館コミュニケーションズ	8,000千円	100.0%	高品質な焼酎を中心とした飲食店向けの通販事業

(注) 株式会社薩摩恵比寿堂は、2021年5月1日付で、株式会社出前館コミュニケーションズに社名を変更しております。

(6) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
出前館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイト運営・管理 ・ システム開発 ・ 広告運営・管理 ・ 配達代行
通信販売事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信販売

(8) 主要な営業所及び子会社

① 当社

本 社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号
大 阪 支 社	大阪府大阪市北区小松原町2番4号
シェアリングデリバリー拠点	東京都中央区日本橋小舟町1-6 他68営業所
地 方 営 業 所	北海道札幌市中央区西大通り1-14-2 他4営業所

② 子会社

株式会社出前館コミュニケーションズ	鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目23番3号
-------------------	--------------------

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
出 前 館 事 業	301名	34名増
通 信 販 売 事 業	53名	8名増
合 計	354名	42名増

- (注) 1. 使用人数には、臨時使用人は含んでおりません。
2. 出向者は、除いております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
301名	34名増	33.7歳	1.8年

- (注) 1. 使用人数には、臨時使用人は含んでおりません。
2. 出向者は、除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(11) 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 82,219,426株 (自己株式3,267,074株を除く)
 (3) 株主数 18,265名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
L I N E 株 式 会 社	29,428,000	35.79
未 来 F u n d 有 限 責 任 事 業 組 合	20,548,000	24.99
中 村 利 江 (戸 籍 名 : 西 村 利 江)	3,829,200	4.66
バンク オブ ニューヨーク シーエム クライアント アカunt シェア-アルディ アイエスジ- エイ-エー-	2,348,098	2.86
ピーエヌアイエム イス-イブイ ピーエヌアイエム シーエム クライアント アカunt エム アイエルエム エイ-	2,142,070	2.61
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニ ノンコラテラルノントリー-ティ-ピー-ピー-	2,102,000	2.56
ゴールドマン サックス インターナショナル	2,098,043	2.55
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140051	1,720,100	2.09
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルク エスエイ 381572	1,440,700	1.75
ザ バンク オブ ニューヨーク 133652	1,317,500	1.60

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が3,267,074株あります。
 2. 持株比率は、自己株式 (3,267,074株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年9月13日開催の当社取締役会において、海外募集による新株式発行及び自己株式の処分並びに第三者割当による新株式発行を行うことを決議しました。

2021年9月30日を払込期日とする海外募集による新株式発行及び海外募集による自己株式の処分により、当社普通株式16,053,900株を発行、3,240,000株を処分しました。また、2021年9月30日に第三者割当による新株式発行に係る払込を受け、Zホールディングス株式会社に19,158,900株、NAVER Corporationに10,368,600株、当社普通株式を発行しました。

これにより、本招集ご通知発送日現在の発行済株式の総数は45,581,400株増加し131,067,900株となり、自己株式数は3,240,000株減少し27,074株となりました。

3. 新株予約権等の状況

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

2020年10月15日開催の取締役会の決議による第13回新株予約権

	当社取締役
保有者数	4名
新株予約権の数	1,700個
目的である株式の種類及び数	普通株式170,000株
新株予約権の払込金額	1個につき1,202円
新株予約権の行使価額	1個につき310,500円
新株予約権の行使期間	2023年1月20日から2026年1月19日まで
行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを条件とします。ただし、定年等の事由による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではないものとします。 ②各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとします。 ③新株予約権の相続、譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。 ④その他の条件については、2020年10月15日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用者等に交付した新株予約権等の状況 2020年10月15日開催の取締役会の決議による第12回新株予約権

	当社従業員
交 付 者 数	284名
新 株 予 約 権 の 数	5,200個
目的である株式の種類及び数	普通株式520,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	1個につき364,000円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2023年1月20日から2026年1月19日まで
行 使 の 条 件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを条件とします。ただし、定年等の事由による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではないものとします。</p> <p>②各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとします。</p> <p>③新株予約権の相続、譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。</p> <p>④その他の条件については、2020年10月15日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。</p>

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2014年12月25日開催の取締役会の決議による第10回新株予約権

	当社従業員	子会社従業員
保 有 者 数	3名	7名
新 株 予 約 権 の 数	10個	18個
目的である株式の種類及び数	普通株式8,000株	普通株式14,400株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償	
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	1個につき134,400円	
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2017年1月15日から2024年1月14日まで	
行 使 の 条 件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社、当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを条件とします。ただし、定年等の事由による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではないものとします。</p> <p>②各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとします。</p> <p>③新株予約権の相続、譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。</p> <p>④その他の条件については、2014年12月25日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。</p>	

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年8月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長（CEO）	藤 井 英 雄	当社事業全般の業務遂行の統括兼 CEO 日本フードデリバリー株式会社 取締役
取締役兼執行役員（COO）	藤 原 彰 二	当社事業運営の業務執行の統括兼 COO
取締役兼執行役員	鈴 木 孝 知	プ ロ ダ ク ト 本 部 長
取締役兼執行役員	清 村 遙 子	シェアリングデリバリー本部長
取 締 役	舩 田 淳	Z Entertainment株式会社 代表取締役社長CPO Zホールディングス株式会社 取締役 専務執行役員 LINE 株 式 会 社 取 締 役 CSMO LINE MUSIC 株 式 会 社 代 表 取 締 役 LINE TICKET 株 式 会 社 代 表 取 締 役
取 締 役	森 一 生	代官山綜合法律事務所 代表弁護士 株式会社ファーストロジック 社外監査役 丹平製薬株式会社 社外監査役 株式会社スポーツフィールド 社外監査役 Retty株式会社 社外取締役（監査等委員） 株 式 会 社 SDGth 代 表 取 締 役
取 締 役	富 山 浩 樹	サツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長兼CEO 株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役社長兼CEO 株式会社リージョナルマーケティング 代表取締役会長 兼 CEO 株 式 会 社 エ ゾ デ ン 取 締 役 副 社 長 GRIT WORKS 株 式 会 社 取 締 役 会 長 株 式 会 社 シ ー ラ ク ン ス 取 締 役 AWL 株 式 会 社 社 外 取 締 役
常 勤 監 査 役	鈴 木 孝 光	日本フードデリバリー株式会社 社外監査役 株 式 会 社 エ ヱ ヅ マ イ ン ド 取 締 役
監 査 役	赤 塚 宏	—
監 査 役	辻 哲 哉	Field-R 法 律 事 務 所 弁 護 士 株式会社力之源ホールディングス 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	奇 高 杆	LINE 株 式 会 社 執 行 役 員 経 理 財 務 室 長

- (注) 1. 取締役舛田淳氏、森一生氏、富山浩樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査役鈴木孝光氏、赤塚宏氏、辻哲哉氏、奇高杆氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、取締役舛田淳氏、監査役奇高杆氏が業務執行者であるLINE株式会社について、2021年3月1日付で、Zホールディングス株式会社との経営統合の効力が発生したことで、LINE株式会社の親会社がNAVER CorporationからZホールディングス株式会社に異動したため、NAVER Corporationが当社の親会社に該当しないこととなりました。そのため、舛田淳氏、奇高杆氏は、社外要件を満たすことになりました。
2. 当社は、取締役森一生氏、富山浩樹氏、監査役鈴木孝光氏、赤塚宏氏、辻哲哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役赤塚宏氏は、帝人デュポンナイロン株式会社の出向財務部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動では、2020年11月26日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役中村利江氏、取締役上山浩氏、取締役本田宗寛氏が退任しております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および連結子会社である株式会社出前館コミュニケーションズの取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(2) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取 締 役	165,361	86,159	—	79,201	9
(うち社外取締役)	(9,600)	(9,600)	(—)	(—)	(4)
監 査 役	12,600	12,600	—	—	3
(うち社外監査役)	(12,600)	(12,600)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 表中には当事業年度中に退任した取締役の人数、報酬等も含まれております。
3. 対象人員は、無報酬の取締役1名、監査役1名を除いております。
4. 取締役の報酬限度額は、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は5名（うち1名が社外取締役）です。また、2008年11月26日開催の第9期定時株主総会においてストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を、上記報酬限度額とは別枠で、年額50,000千円以内（うち社外取締役分年額10,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は3名（うち1名が社外取締役）です。

5. 監査役の報酬限度額は、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は4名（うち4名が社外監査役）です。また、2008年11月26日開催の第9期定時株主総会においてストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を、上記報酬限度額とは別枠で、年額5,000千円以内（うち社外監査役分年額1,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は3名（うち3名が社外監査役）です。
6. 上記のほか、2020年11月26日開催の第21期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し退職慰労金として100百万円を支給しております。

(3) 役員の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役にあつては取締役会、監査役にあつては監査役会であり、それぞれ株主総会で承認を得た報酬額の範囲内で報酬額を決定する権限を有しております。

取締役の報酬限度額は、2014年11月27日開催の第15期定時株主総会において、決議時、取締役の員数5名（うち1名が社外取締役）に対し年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）、監査役の報酬限度額は、決議時、監査役の員数4名（うち4名が社外監査役）に対し50,000千円以内と決議されております。

このほか、2008年11月26日開催の第9期定時株主総会においてストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を、上記報酬限度額とは別枠で、取締役は、決議時、取締役の員数3名（うち1名が社外取締役）に対し年額50,000千円以内（うち社外取締役分年額10,000千円以内）、監査役は、決議時、監査役の員数3名（うち3名が社外監査役）に対し年額5,000千円以内（うち社外監査役分年額1,000千円以内）と決議されております。

取締役会は、代表取締役社長の藤井英雄に取締役の報酬額の決定を委任しており、取締役会からの委任を受けた代表取締役社長の藤井英雄が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績及び各役員の役割における責務と貢献度等を総合的に勘案し決定しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の当社事業に関する貢献度や評価に基づく固定報酬額を決定するには代表取締役社長が最も適していると判断しているからであります。なお、当事業年度につきましては、2020年11月26日開催の第21期定時株主総会決議で就任した取締役7名（うち社外取締役2名）の報酬については代表取締役社長の藤井英雄が決定し、2020年11月26日に決議しております。

また、取締役の非金銭報酬は、ストック・オプションとしての新株予約権とし、業務執行を担う取締役に対してのみ支払うこととしております。ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、会社業績及び当社における業務執行の状況、貢献度等を基準として決定しております。

当事業年度の監査役の報酬については、監査役会にて協議のうえ2020年11月26日に決議しております。

※ なお、第23期における取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要については、第22期定時株主総会招集ご通知21頁以下に記載のとおりです。

(4) 任意の委員会の活動について

当社は、取締役および監査役の指名・報酬・関連当事者間取引等に関する手続きの公正性、透明性及び客観性を強化し、当社のコーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、以下の委員会を設置しております。

・指名諮問委員会

指名諮問委員会は、次の諮問事項について、審議し、取締役会に対して答申することとしております。

- ① 株主総会・取締役会に付議する役員（取締役・監査役・執行役員）等の選任および解任議案の原案の決定
- ② 取締役会に付議する代表取締役および役付取締役選定、解職、職務分担の原案の決定
- ③ 役員等の選定に必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止
- ④ 役員等の候補者の指名に関する方針
- ⑤ 後継者の要件・選定方針の検討、候補人材の確保、登用、育成等

2021年8月31日現在における指名諮問委員会の委員は以下の通りです。

委員長 鈴木 孝光

委員 森 一生、富山 浩樹、赤塚 宏、辻 哲哉

2020年度における指名諮問委員会は4回開催し、取締役・監査役・執行役員人事に関する指名諮問委員会としての取締役会への答申内容について審議し、取締役会への答申を行いました。

・関連当事者取引検証諮問委員会

関連当事者取引検証諮問委員会は、次の諮問事項について、審議し、取締役会に対して答申することとしています。

- ① 会社法および会計基準等に定める関連当事者取引を網羅した、当社グループとしての関連当事者取引検証対象の範囲選定
- ② 関連当事者取引検証の結果に関して当社取締役会へ必要な提言と提案
- ③ 関連当事者取引検証の結果に関して当社監査役会への報告

2021年8月31日現在における関連当事者検証諮問委員会の委員は以下の通りです。

委員長 森 一生

委員 富山 浩樹

2020年度における関連当事者取引検証諮問委員会は3回開催し、関連当事者との取引に関する関連当事者取引検証諮問委員会としての取締役会への答申内容について審議し、取締役会への答申を行いました。

・報酬委員会

報酬委員会は、次の事項について、審議し、取締役会に対して提言を行うこととしています。

- ① 取締役報酬の基本方針（外部環境及び経営方針に基づく報酬方針）
- ② 報酬総額及び報酬構成（固定報酬、短期インセンティブ、中長期インセンティブ等の水準・構成比率等）
- ③ 取締役評価基準及び取締役の個別報酬額（非金銭報酬を含む）

2021年8月31日現在における報酬委員会の委員は以下の通りです。

委員長 舩田 淳

委員 森 一生、富山 浩樹、藤井 英雄

2020年度における報酬委員会は4回開催し、取締役報酬制度に関する報酬委員会としての取締役会への提言内容について審議し、取締役会への提言を行いました。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職につきましては、前掲「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

- ① 他の法人等の重要な兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

LINE株式会社は、当社議決権の35.80%を所有するその他の関係会社であり、当社は、LINE株式会社及びその関係会社との間に役務提供などの取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。

上記以外に、当社と当該兼務先との間に特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

日本フードデリバリー株式会社は、当社の持分法適用会社であり、当社との間に役務提供などの取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。

上記以外に、当社と当該兼務先との間に特別の関係はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会	監査役会
取締役 舩田 淳	8回中8回出席しております。	—
取締役 森 一生	13回中13回出席しております。	—
取締役 富山浩樹	13回中11回出席しております。	—
監査役 鈴木孝光	16回中16回出席しております。	13回中13回出席しております。
監査役 赤塚 宏	16回中14回出席しております。	13回中11回出席しております。
監査役 辻 哲哉	16回中16回出席しております。	13回中13回出席しております。
監査役 奇 高杆	8回中8回出席しております。	6回中6回出席しております。

- (注) 1. 取締役森一生氏、富山浩樹氏は2020年11月26日就任後の状況を記載しております。
 2. 取締役舩田淳氏、監査役奇高杆氏が業務執行者であるLINE株式会社について、2021年3月1日付で、Zホールディングス株式会社との経営統合の効力が発生したことで、LINE株式会社の親会社がNAVER CorporationからZホールディングス株式会社に異動したため、NAVER Corporationが当社の親会社に該当しないこととなりました。そのため、舩田淳氏、奇高杆氏は、社外要件を満たすこととなりましたので、それ以降の社外役員としての活動のみを記載しております。

b. 取締役会及び監査役会における発言状況並びに果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

取締役舛田淳氏は、事業戦略や戦略アドバイザーとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、グループ経営全般につき、適切な提言・助言を行っております。

なお、舛田淳氏が業務執行者であるLINE株式会社について、2021年3月1日付で、Zホールディングス株式会社との経営統合の効力が発生したことで、LINE株式会社の親会社がNAVER CorporationからZホールディングス株式会社に異動したため、NAVER Corporationが当社の親会社に該当しないこととなりました。そのため、舛田淳氏は、社外要件を満たすことになりました。

取締役森一生氏は、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、コンプライアンス面でグループ経営全般につき、適切な提言・助言を行っております。

取締役富山浩樹氏は、企業経営者としての豊富な経験及び優れた識見を有しており、グループ経営全般の質的向上に向けた意見・提言を行っております。

取締役会において、監査役鈴木孝光氏は、飲食業界における幅広い事業運営・経営執行に携わった経験と知見から、監査役赤塚宏氏は、業務の状況を調査、確認するほか、内部統制システムの整備をはじめとする取締役等の職務執行を監視、検証しており、監査役辻哲哉氏は、弁護士としての豊富な経験と知見に基づく専門的な見地から、監査役奇高杆氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。なお、奇高杆氏が業務執行者であるLINE株式会社について、2021年3月1日付で、Zホールディングス株式会社との経営統合の効力が発生したことで、LINE株式会社の親会社がNAVER CorporationからZホールディングス株式会社に異動したため、NAVER Corporationが当社の親会社に該当しないこととなりました。そのため、奇高杆氏は、社外要件を満たすことになりました。

また、監査役会において、各監査役は、監査の方法、監査結果など監査役の職務の執行に関する事項について、発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,900千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	20,042,646	流動負債	13,085,957
現金及び預金	10,196,926	支払手形及び買掛金	26,604
受取手形及び売掛金	290,586	未払金	12,616,764
商品及び製品	59,464	未払法人税等	141,552
未収入金	9,108,784	賞与引当金	131,909
その他	475,750	その他	169,125
貸倒引当金	△88,866	固定負債	418,283
固定資産	337,393	預り保証金	362,661
有形固定資産	71,623	その他	55,622
建物及び構築物	34,316	負債合計	13,504,240
その他	37,306	純資産の部	
無形固定資産	6,941	株主資本	6,494,744
ソフトウェア	6,802	資本金	16,113,422
その他	138	資本剰余金	12,980,932
投資その他の資産	258,828	利益剰余金	△21,966,290
投資有価証券	210,002	自己株式	△633,319
差入保証金	35,547	その他の包括利益累計額	60,739
繰延税金資産	12,896	その他有価証券評価差額金	60,739
その他	9,182	新株予約権	320,315
貸倒引当金	△8,800	純資産合計	6,875,798
資産合計	20,380,039	負債・純資産合計	20,380,039

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		28,954,409
売上原価		16,951,781
売上総利益		12,002,627
販売費及び一般管理費		31,159,878
営業損		△19,157,250
営業外収益		
受取利息	229	
受取配当金	1,652	
受取保険金	6,057	
持分法による投資利益	15,868	
助成金の収入	10,884	
その他	5,671	40,364
営業外費用		
支払利息	452	
保険解約損金	11,048	
損害賠償の他	17,938	
その他	1,743	31,183
経常損失		△19,148,070
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	68	76
特別損失		
固定資産除却損	69	
減損損失	2,526,457	
役員退職慰労金	100,000	
その他	8,190	2,634,717
税金等調整前当期純損失		△21,782,711
法人税、住民税及び事業税		85,918
法人税等調整額		380
当期純損失		△21,869,010
親会社株主に帰属する当期純損失		△21,869,010

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年9月1日 期首残高	16,113,422	15,645,037	△2,697,306	△634,095	28,427,058
誤謬の訂正による累積的影響額			△64,290		△64,290
遡及処理を反映した 2020年9月1日 期首残高	16,113,422	15,645,037	△2,761,597	△634,095	28,362,767
連結会計年度中の変動額					
欠 損 填 補		△2,664,317	2,664,317		-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△21,869,010		△21,869,010
自 己 株 式 の 処 分		212		775	988
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△2,664,104	△19,204,693	775	△21,868,022
2021年8月31日 期末残高	16,113,422	12,980,932	△21,966,290	△633,319	6,494,744

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2020年9月1日 期首残高	50,197	50,197	2,464	28,479,720
誤謬の訂正による累積的影響額				△64,290
遡及処理を反映した 2020年9月1日 期首残高	50,197	50,197	2,464	28,415,429
連結会計年度中の変動額				
欠 損 填 補				-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△21,869,010
自 己 株 式 の 処 分				988
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	10,541	10,541	317,850	328,391
連結会計年度中の変動額合計	10,541	10,541	317,850	△21,539,631
2021年8月31日 期末残高	60,739	60,739	320,315	6,875,798

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,383,873	流 動 負 債	13,021,089
現金及び預金	9,623,469	未払金	12,619,910
売掛金	283,273	未払費用	72,413
前払費用	132,077	リース債務	2,808
未収入金	9,104,611	未払法人税等	140,829
未収還付法人税等	32,886	預り金	42,467
その他	296,379	賞与引当金	118,659
貸倒引当金	△88,824	前受金	17,917
		その他	6,082
固 定 資 産	936,055	固 定 負 債	401,325
投資その他の資産	936,055	リース債務	11,908
投資有価証券	115,597	繰延税金負債	26,756
関係会社株式	812,150	預り保証金	362,661
破産更生債権等	8,703	負 債 合 計	13,422,414
差入保証金	7,926	純 資 産 の 部	
その他	382	株主資本	6,516,459
貸倒引当金	△8,703	資本金	16,113,422
資 産 合 計	20,319,928	資本剰余金	13,028,281
		資本準備金	13,000,204
		その他資本剰余金	28,076
		利益剰余金	△21,991,924
		その他利益剰余金	△21,991,924
		繰越利益剰余金	△21,991,924
		自 己 株 式	△633,319
		評価・換算差額等	60,739
		その他有価証券評価差額金	60,739
		新株予約権	320,315
		純 資 産 合 計	6,897,513
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,319,928

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	28,410,896
売上原価	16,709,071
売上総利益	11,701,824
販売費及び一般管理費	30,915,250
営業損失(△)	△19,213,425
営業外収益	
受取利息	223
受取配当金	5,338
受取保険金	6,057
その他	17,329
営業外費用	
支払利息	452
保険解約損	11,048
損害賠償金	17,938
雑損失	1,496
経常損失(△)	△19,227,033
特別利益	
投資有価証券売却益	68
特別損失	
減損損失	2,526,457
役員退職慰労金	100,000
その他	8,190
税引前当期純損失(△)	△21,861,612
法人税、住民税及び事業税	66,021
当期純損失(△)	△21,927,633

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2020年9月1日 期首残高	16,113,422	15,664,522	27,863	15,692,386	△2,664,317	△2,664,317
誤謬の訂正による累積的影響額					△64,290	△64,290
遡及処理を反映した 2020年9月1日 期首残高	16,113,422	15,664,522	27,863	15,692,386	△2,728,608	△2,728,608
事業年度中の変動額						
欠 損 填 補		△2,664,317		△2,664,317	2,664,317	2,664,317
当期純損失(△)					△21,927,633	△21,927,633
自己株式の処分			212	212		
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	△2,664,317	212	△2,664,104	△19,263,316	△19,263,316
2021年8月31日 期末残高	16,113,422	13,000,204	28,076	13,028,281	△21,991,924	△21,991,924

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計		
2020年9月1日 期首残高	△634,095	28,507,396	50,197	50,197	2,464	28,560,058
誤謬の訂正による累積的影響額		△64,290				△64,290
遡及処理を反映した 2020年9月1日 期首残高	△634,095	28,443,105	50,197	50,197	2,464	28,495,767
事業年度中の変動額						
欠 損 填 補		-				-
当期純損失(△)		△21,927,633				△21,927,633
自己株式の処分	775	988				988
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)		-	10,541	10,541	317,850	328,391
事業年度中の変動額合計	775	△21,926,645	10,541	10,541	317,850	△21,598,254
2021年8月31日 期末残高	△633,319	6,516,459	60,739	60,739	320,315	6,897,513

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年12月28日

株式会社出前館
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西野尚弥

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾志都

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社出前館の2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社出前館及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年9月13日開催の取締役会において、海外募集による新株式発行及び自己株式の処分並びに第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、2021年9月30日に払込が完了した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年11月12日開催の取締役会において、2021年11月29日開催の第2.2期定時株主総会に資本金の額の減少について議案を付議することを決議し、同株主総会において承認された。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年12月28日

株式会社出前館
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西野 尚 弥

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾 志 都

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社出前館の2020年9月1日から2021年8月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年9月13日開催の取締役会において、海外募集による新株式発行及び自己株式の処分並びに第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、2021年9月30日に払込が完了した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年11月12日開催の取締役会において、2021年11月29日開催の第22期定時株主総会に資本金の額の減少について議案を付議することを決議し、同株主総会において承認された。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、誤謬による不適切な会計処理が行われていたことが当事業年度に判明いたしました。監査役会においては、社内調査委員会の調査結果及び同委員会からの提言を踏まえた取締役の内部統制改善への取り組み及び会社の実施する再発防止策の実行状況を監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月28日

株式会社出前館 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 鈴木 孝 光 ㊟

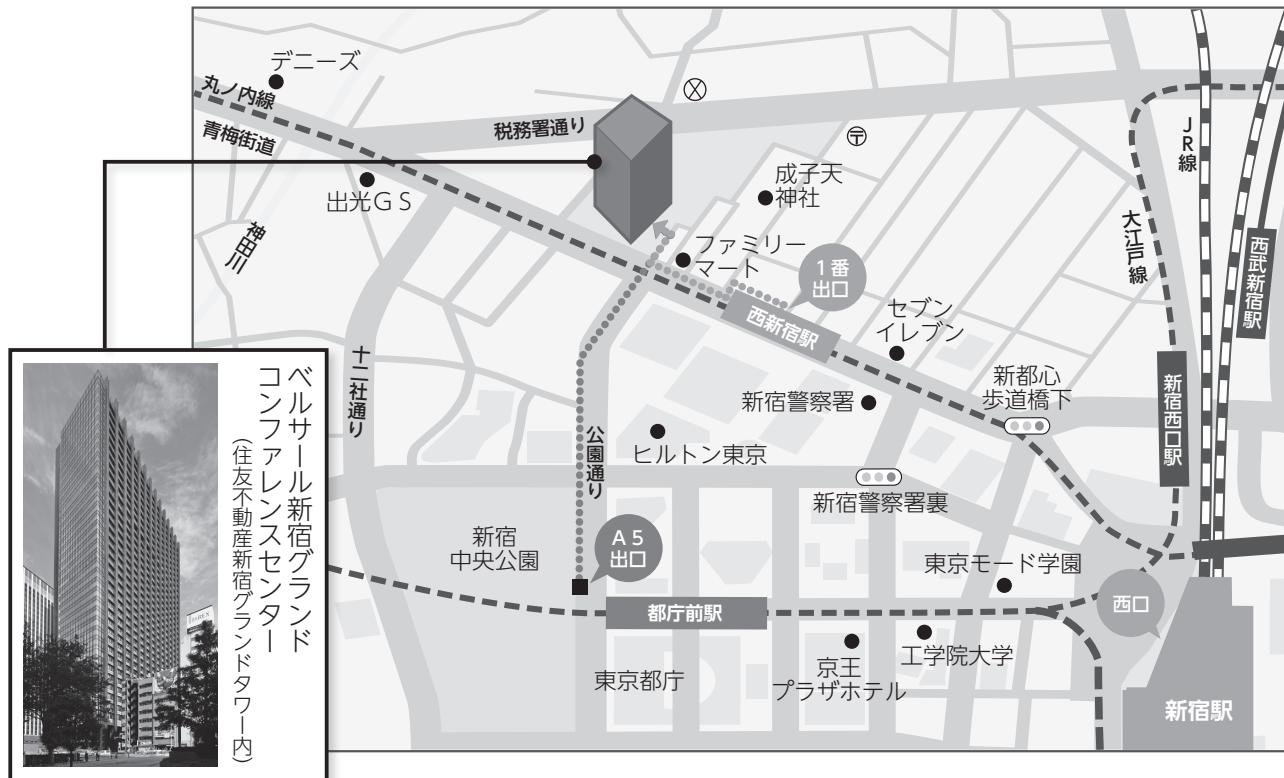
社外監査役 赤塚 宏 ㊟

社外監査役 辻 哲 哉 ㊟

以上

継続会会場ご案内図

最寄り駅から会場までのアクセス



開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー5階

ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター

TEL 03-3362-4792

交通機関のご案内

「西新宿駅」1番出口徒歩4分(丸ノ内線)

「都庁前駅」A5出口徒歩8分(大江戸線)

「新宿駅」西口徒歩14分(JR線・小田急線・京王線)

- 周辺にも「ベルサール」のイベントホールや会議室が複数ございます。お間違えないようお願いください。
- お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。